

福井大学医学部附属病院研修生受入規程

平成 16 年 4 月 1 日
福大医病規程第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福井大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における病院研修生の受入れについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「病院研修生」とは、別表に掲げる職種の免許を有し、病院において研修を受ける者をいう。

(申請)

第 3 条 本院において研修を受けようとする者又は病院研修生として派遣しようとする医療関係団体等の長は、別記様式第 1-1 又は第 1-2 の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、研修開始日の 1 月前までに病院長に申請するものとする。ただし、臨床研修が伴わない場合は、書類添付を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 免許証の写
- (3) 健康診断書
- (4) その他必要な書類

※PNS 研修には履歴書、免許証の写、健康診断書は必要ありません。
「病院研修申請書」のみご送付下さい。

(許可)

第 4 条 病院長は、前条の規定による申請があったときは、病院の業務に支障がない場合に限り、研修を許可することができる。

2 病院長は、研修を許可したときは、別記様式第 2 の許可書を交付するものとする。

(研修期間)

第 5 条 研修期間は、6 か月以内とし、研修を許可する日の属する年度を超えることができない。

(研修料)

第 6 条 病院研修生の研修料は、日額 1, 100 円とする。ただし、PNS（パートナーシップ・ナーシング・システム）の研修料については、日額 2, 420 円とし、栄養サポートチーム実地研修については、研修期間中 40 時間で 1 人につき 22, 000 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、研修料に関して当該研修の派遣機関から申出があるときは、申し出の額が適当であると病院長が判断した場合は、当該申出の額をもって研修料の額とすることができる。

3 研修料は、研修の期間に応じ、原則、その全額を研修の開始前に納付しなければならない。

4 研修料を納付期限までに納付しない者に対しては、病院長は、研修の許可を取り消す場合がある。

5 既納の研修料は、返還しない。

(研修課程)

第 7 条 病院研修生の研修課程は、病院長が定める。

(病院研修生の責務)

第 8 条 病院研修生は、研修を受けるに当たり、本学の諸規則を守り、病院長の指示に従わなければならない。

(研修証明書の交付)

第 9 条 病院長は、当該研修に係る証明の願い出があったときは、証明書を交付することができる。

(許可の取消し等)

第 10 条 病院研修生が第 8 条の規定に違反し、又は病院研修生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該研修生に研修を停止させ、又は第 4 条の許可を取り消すことができる。

(退籍)

第 11 条 病院研修生は、当該研修を中止しようとするときは、病院研修生辞退願を提出し病院長の承認を受けなければならない。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、病院研修生に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 23 日福大医病規程第 9 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日福大医病規程第 9 号）

この規程は、平成 22 年 9 月 30 日から施行し、平成 22 年 8 月 25 日から適用する。

附 則（平成 22 年 12 月 24 日福大医病規程第 12 号）

この規程は、平成 22 年 12 月 24 日から施行し、平成 22 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 9 月 27 日福大医病規程第 9 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 27 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日福大医病規程第 4 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 27 日福大医病規程第 11 号）

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 26 日福大規程第 123 号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別 表（第 2 条関係）

薬剤師

看護師

診療放射線（エックス線）技師

臨床（衛生）検査技師

理学療法士

作業療法士

視能訓練士

言語聴覚士

管理栄養士

歯科技工士

歯科衛生士

救急救命士

臨床工学技士